

東北地方の地方公共団体である申立人について、平成25年度から平成27年度の間に関原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費、広報経費、旅費、人件費等が相当な範囲で賠償された事例。

1988

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件及び平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、両事件を合わせて「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1から3記載の損害項目（別紙1から3記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、金192,265,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月31日

（仲介委員長 小山 達也、 仲介委員 尾野 恭史）

別紙 1

損害項目	期間	金額
人件実費	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	1,000,000 円
購入費	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	2,000,000 円
送料	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	7,000 円
手数料	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	31,000,000 円
その他	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	700,000 円
	合計	34,707,000 円

別紙 2

損害項目		期間	金額
担当課名 (事故当時)	中間評価 事業番号		
〇〇〇課	No. 1	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	300,000 円
〇〇〇課	No. 2 ~ 7	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	5,000,000 円
〇〇〇課	No. 8	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	30,000 円
〇〇〇課	No. 9	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	20,000 円
〇〇〇室	No. 10	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	900,000 円
〇〇〇課	No. 11	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	1,000,000 円
〇〇〇課	No. 12	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	13,000,000 円
〇〇〇課	No. 13	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	8,000 円
〇〇〇課	No. 14 ~ 17	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	19,000,000 円
〇〇〇課	No. 18 ~ 24	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	12,000,000 円
〇〇〇課	No. 25 ~ 27	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	20,000,000 円
〇〇〇課	No. 28	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	100,000 円
〇〇〇課	No. 29	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	7,000,000 円
〇〇〇課	No. 30	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	200,000 円
合計			78,558,000 円

右の各事業に係る経費

別紙 3

損害項目	期間	金額
人件費	自 平成 2 5 年 4 月 1 日 至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日	79,000,000 円